



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

# コンピュータプログラムに係わる発明特許出願

北京同達信恒知識財産権有限公司

2011.6



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

# コンピュータプログラムに係わる発明特許出願

---

- 1、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の概説
- 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体
- 3、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の商品と方法の対応
- 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正
- 5、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の十分な開示
- 6、コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成
- 7、通信分野のコンピュータプログラムに係わる発明特許出願



# コンピュータプログラムに係わる発明特許出願

---

- 1、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の概説
- 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体
- 3、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の商品と方法の対応
- 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正
- 5、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の十分な開示
- 6、コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成
- 7、通信分野のコンピュータプログラムに係わる発明特許出願



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

# 1、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の概説

コンピュータプログラムに係わる発明とは：発明が提出した技術課題を解決するため、全部又は一部がコンピュータプログラムの処理フローを基礎とし、コンピュータにより上記フローに従って編制されたコンピュータプログラムを実行することにより、コンピュータの外部対象或いは内部対象について制御或いは処理を行う解決案である。上記外部対象についての制御或いは処理は、ある外部実行の過程或いは外部実行の装置についての制御、外部データについての処理或いは互換等を含む。上記内部対象についての制御或いは処理は、コンピュータシステム内部性能の改良、コンピュータシステム内部リソースの管理、データ伝送の改良等を含む。コンピュータプログラムに係わる解決案はコンピュータのハードウェアの変更を必ず含むとは限らない。

コンピュータプログラムに係わる発明特許出願とは、コンピュータプログラムを保護する発明創造の特許出願を指し、出願種類は普通、発明特許である。



# コンピュータプログラムに係わる発明特許出願

---

- 1、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の概説
- 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体
- 3、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の商品と方法の対応
- 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正
- 5、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の十分な開示
- 6、コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成
- 7、通信分野のコンピュータプログラムに係わる発明特許出願



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許 願の非保護客体

---

### 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

#### 2.1 法律根拠

2.2 コンピュータプログラムに係わる発明特許出願において、良く見られるいくつか種類の解決技術方案の保護客体に対する審査及び出願書類への注意点



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 2.1. 法律根拠

#### 2.1.1. 専利法第25条第1款第2項

#### 2.1.2. 専利法第2条第2項

#### 2.1.3. 専利法第2条第2項と専利法第25条第1款第2項の間の審査 順序



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 2.1.1 専利法第25条第1款第2項

以下に掲げる各号に特許権を付与しない

知的活動の規則及び方法

知的活動は、人間の思考活動を意味し、それは人間の思考を源として、推理、分析と判断を経て抽象的結果を生み、或いは人間の思考活動を媒介として間接的に自然に作用して結果を生じる。知的活動の規則と方法は、人間に思考、表現、判断と記憶を行わせる規則と方法である。



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願で、一項の請求項が主題名称以外の限定内容がアルゴリズム或いは数学的計算規則、或いはコンピュータプログラムそのもの或いは単に媒体（例えばテープ、ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、ROM、PROM, VCD, DVD或いはその他のコンピュータ読み取り可能な媒体）に記載されたコンピュータプログラム、或いはゲームの規則或いは方法、またはビジネスルール或いは方法等でしかない場合、当該請求項は知的活動の規則及び方法に属するため、特許保護の客体には属さない。



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 2.1.2. 専利法第2条第2項

発明とは、製品、方法またはその改良について出された新たな技術方案を言う。

上記規定によれば、特許の発明とは製品、方法またはその改良について出された新たな技術方案である。コンピュータプログラムに係わる発明特許出願も技術方案を成してからこそ、特許保護の客体となる。



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の解決方案において、コンピュータプログラムを実行する目的が技術課題を解決するためであって、コンピュータにおいてコンピュータプログラムを実行し、外部或いは内部対象に対して制御或いは処理を行うことによって、反映したものが、自然法則に従う技術的手段であり、これらにより自然法則に適合する技術効果を得た場合、上記解決方案は専利法第2条第2にて保護される客体に属する。

簡単に言えば、技術三要素を備える必要があります、つまり、技術手段を利用し、技術問題を解決し、技術効果を獲得しなければなりません。



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

事例:

A、旅行電子ペットが属する元客先側からネット側旅行サーバーに電子ペット旅行の請求を送り、

B、上記旅行サーバーは上記旅行請求が携帯する旅行目的地客先の標識情報に基づいて、電子ペットが属する元客先側と旅行目的地客先側との対局を築きあげ、

C、電子ペットが属する元客先側から目的地客先側まで旅行し、旅行目的地客先側の地元の電子ペットとゲームを行う、

ことを特徴とする、電子ペットがゲームを行う方法。



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### 2.1.3. 専利法第2条第2項と専利法第25条第1款第2項の間の審査順序

もし、請求項の解決案がただ知的活動の規則及び方法に係わり、いかなる技術特徴を含まない場合、専利法第25条第1款第2項により、特許保護の客体にならないと判断する。逆に請求項に技術特徴を含める場合、第25条により、特許を取得する可能性を排除できず、さらに請求項の解決案が技術方法を利用して技術問題を解決し、自然法則に適合する技術効果を獲得したかどうかを確認すべきである。上記確認結果が否定的なものである場合には、第2条第2款により、特許保護の客体に属しないと判断する。



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 2.2 コンピュータプログラムに係わる発明特許出願において、良く見られるいくつか種類の解決技術方案の保護客体に対する審査及び出願書類への注意点

2.2.1 コンピュータプログラムそのものに係わる請求項の審査

2.2.2 アルゴリズムに係わる発明特許出願の審査

2.2.3 ビジネス方法に係わる発明特許出願の審査



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 2.2.1 コンピュータプログラムそのものに係わる請求項の審査

2.2.1.1 主題名称はプログラム

2.2.1.2 限定内容がプログラムそのもののみに係わる

2.2.1.3 限定内容が部分的にプログラムそのものに係わる



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### 2.2.1.1 主題名称はプログラム

主題名称が実質的に「プログラム」、「プログラムパッチ」、プログラム製品、パッチ、指令などである請求項は、限定内容に関わらず、コンピュータプログラムそのものの保護を要求していると判断し、専利法第25条第1款第2項規定の知的活動の規則及び方法に属し、特許保護の客体に属さない。

保護できる主題:コンピュータプログラムのフローを基づいて作成した対応の方法請求項と装置請求項である。……制御方法……、……制御装置……。



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 事例

1 コンピュータプログラムであって、当該プログラムを実行した後に

……確定ステップと、

……選択ステップと、

……実行ステップと、

を実行することを特徴とするコンピュータプログラム。



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 2.2.1.2 限定内容がただプログラムそのものに係わる

審査指南第二部分第九章第2節の規定によれば、請求項において主題名称を除いた限定内容がプログラムそのものにしか係わらない場合、当該請求項は実質的に知的活動の規則及び方法だけに係わるため、特許保護の客体に属さない。



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### 事例

コンピュータ読み取り可能な保存媒体であって、電子データ交換用のコンピュータプログラムを保存し、前記コンピュータプログラムはコンピュータに

……確定ステップと、

……選択ステップと、

……実行ステップと、

を実行させる。



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 2.2.1.3 限定内容は部分にプログラムそのものに係わる

請求項の限定内容が部分的にプログラムそのものに係わる場合、請求項の具体的な内容により、専利法第26条第4款(請求項が不明確)或いは第2条第2款を適用する。



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### 事例

1. ディスプレーを含むサーバであって、

ユーザーが設定する警告画像データを保存するメモリと、

パラメーターAとBを確定する確定ステップと、

AとBの中の最大値を選択する選択ステップと、

前記最大値がパラメーターCを超える場合、メモリに保存されている警告画像データを獲得しディスプレイに表示する実行ステップと、

を実行する処理器と、

を含むことを特徴とするサーバ。



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### 事例分析：

以下の表現形式に修正することを進める：

- 1 ディスプレーを含むサーバであって、  
ユーザーが設定する警告画像データを保存するメモリと、  
パラメーターAとBを確定し、AとBの中の最大値を選択し、前記最大値がパラメーターCを超える場合、メモリに保存されている警告画像データを獲得しディスプレイに表示する処理器と、を含むことを特徴とするサーバ。  
なお、実体製品に下記のようなバーチャル構造の従属請求項を従属させるのを避けるべきである。
- 2 前記処理器は、  
パラメーターAとBを確定する確定モジュールと、  
AとBの中の最大値を選択する選択モジュールと、  
前記最大値がパラメーターCを超える場合、メモリに保存されている警告画像データを獲得しディスプレイに表示する実行モジュールと、  
を含む請求項1記載のサーバ。



## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### コンピュータプログラムの出願書類への注意事項:

後ほど中国以外のコンピュータプログラムそのものを保護する国家や地区に出願することを予定している場合、出願書類の実施例に請求項の表現形式で、対応の文字記載を開示し、後ほどの請求項補正の根拠とする。

例えば、本発明の実施例はプログラムを提供し、当該プログラムを実行した後に……のステップを実行する。また、本発明の実施例は読み取り可能な保存媒体を提供し、電子データ交換用のコンピュータプログラムを保存し、前記プログラムはコンピュータにおいて……のステップを実行する。



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 2.2.2 アルゴリズムに係わる発明特許出願の審査

2.2.2.1 単純なアルゴリズムに係わる請求

2.2.2.2 専利法2.2条の規定に属する技術方案が満たすべき要件



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 2.2.2.1 単純なアルゴリズムに係わる請求項

専利法第25条第1款第2項に規定の知的活動の規則及び方法に属し、特許保護の客体に属さない。



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 事例

- 1 パラメーターNを得るA1ステップと、  
パラメーターNに基づいて、パラメーターMを得る A2ステップと、  
Mに基づいて、**ラテン序列**を生産する A3ステップと、  
を含むことを特徴とする**ラテン序列**の生産方法。



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### 2.2.2.2 専利法22条の規定に属する技術方案が満たすべき要件

アルゴリズムに係わる発明は以下二つの要件を満たす場合、専利法2.2規定の技術方案に属す。

➤ 当該アルゴリズムをある技術分野に運用し、当該アルゴリズムに基づく解決方案をなす；

➤ 技術三要素を満たすべき：当該アルゴリズムに基づく解決方案は技術的手段を利用し、当該技術分野の技術課題を解決し、相応の技術効果を収める。



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

事例:

- 1 周波数ホッピングポイント数を確定し、パラメータNが周波数ホッピングポイント数から1を引いたのと等しいと確定するB1ステップと、  
パラメータNに基づきMを取得するB2ステップと、  
Mに基づきラテン方格を生成するB3ステップと、  
ラテン方格中の各要素に対応する周波数ポイントに基づき、当該ユーザに対し周波数ホッピング通信制御を行うB4ステップと、  
を含む周波数ホッピング通信制御方法。

事例:

- 1 ユーザーデータ列の中の……パラメータA、Bに基づいて、パラメータCを確定；  
パラメータCが条件Dに満足する場合、パラメータA、Bに基づいて、前記ユーザーデータ列にIubインターフェース帯域幅を配分することを特徴とする帯域幅配分制御方法。



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### アルゴリズム類の出願書類への注意事項:

アルゴリズム類の発明特許出願において請求項は具体的な応用分野に結びついて作成すべきであり;異なる分野に使用できる場合、異なる具体的な分野に結びついて作成し、特に明細書において異なる応用分野毎に解決しようとする技術課題を、及びそれに対応する技術効果を開示すべきである。



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 2.2.3 ビジネス方法に係わる発明特許出願の審査

#### 2.2.3.1 単純なビジネス方法

#### 2.2.3.2 ビジネス方法に係わる発明特許出願



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### 2.2.3 ビジネス方法に係わる発明特許出願の審査

ビジネス方法とは各種ビジネス活動や事務活動を実現する方法を指し、ヒトの社会、経済活動の規則と方法への広義的な解釈である。例えば証券、保険、レンタル、オークション、広告、サービス、経営管理、行政管理、事務手配などを含む。

ビジネス方法に係わる発明は単純なビジネス方法の発明特許出願とビジネス方法に係わる発明特許出願に分けられる。



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 2.2.3.1 単純なビジネス方法

単純なビジネス方法とは単純なビジネス方法を主題とする発明特許出願であり、保護を求める方案にはいかなる技術特徴も含まず、通常、専利法25.1.2規定の知的活動の規則及び方法と判断することができ、特許保護の客体に属さない。



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### 事例：

オークションに参加する資格を制御する方法であって、

バイヤーが提供するオークション価格が商品オークションの失敗に致す限定価格を超えたか否かを判断し、超えた場合にはBステップを実行し、越えなかった場合には、バイヤーのオークション成功を確定し、前記オークション価格を記録するAステップと、

バイヤーの資格情報に基づき、前記オークション価格が認められるか否かを判断し、認められる場合にはバイヤーのオークション成功を確定し、前記オークション価格を記録し、認められない場合には、バイヤーのオークション失敗を確定するBステップと、

を含むことを特徴とする制御方法。



北京通达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

---

### 2.2.3.2 ビジネス方法に係わる発明特許出願

ビジネス方法に係わる発明特許出願とはコンピュータ及びネットワーク技術を利用しビジネス方法の実施を主題とする発明特許出願である。技術三要素に基づいて保護客体に属するかどうかを判断すべき、保護客体に属する場合、続いて特許付与の他の条件に適合するかどうかを審査する。



北京同达信恒知识产权代理有限公司  
Beijing Tongdaxinheng Intellectual Property Agency Ltd.

## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### 保護客体の事例：

客先側はユーザがある時間内で、ネットワークサーバが提供するサービスに対し消費するネットワーク伝送帯域幅の情報を統計し、統計結果を前記ネットワークサーバに報告するステップと、

前記ネットワークサーバは客先側からのネットワーク伝送帯域幅情報に基づいて、ユーザの予約帯域幅の中で未使用の帯域幅を確定するステップと、

前記ネットワークサーバはユーザの未使用帯域幅に基づいて、ユーザに対等な電子商品を配分し、前記電子商品を前記客先側に送るステップとを含むことを特徴とする電子製品の分布方法。



## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### 非保護客体の事例：

1、広告表示方法であって、

ユーザ側はウェブページサーバ側から表示ページ及びページフラグを取得するステップと、

上記ウェブページサーバ側から上記ページフラグに対応するキーワードを取得し、ページフラグとキーワードとの対応関係は予め設定され、かつ上記サーバ側に保存されたものであるステップと、

広告サーバ側から上記キーワードに対応する広告内容を取得するステップと、

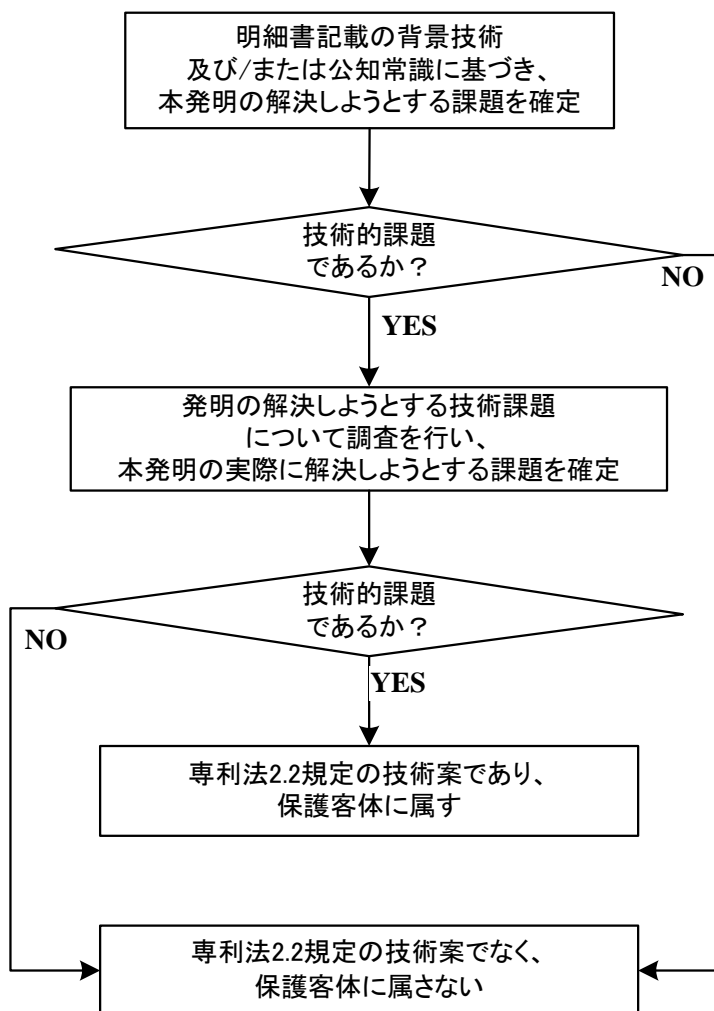
取得した広告内容をページに追加し、さらに広告内容を含むページを表示するステップと、

を含むことを特徴とする広告表示方法。



## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

ビジネス方法に係わる発明特許出願の保護客体に対する審査の流れ:



## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### ビジネス方法に係わる発明特許出願の保護客体に対する審査

明細書記載の背景技術及び/または公知常識に基づき、本発明が解決しようとする課題を確定するには下記の作業を含む：

➤明細書に記載された解決しようとする課題が技術課題でない場合：

その原因は課題の確定が正確でないかまたは解決しようとする課題が技術課題でないという2つが挙げられる。前者の場合は惜しくも、もし明細書の中に実際に解決しようとする技術課題及び対応の技術効果が記載されなかったならば、後での補正や答弁が難しくなる。

➤明細書に記載された解決しようとする課題が技術課題ではあるが、審査官が分析を経てから本発明の解決しようとする課題が技術課題でないと認める場合：

つまり、従来の技術手段によりビジネスルールを実現しただけであり、ビジネスルールの実現は当該技術分野の技術者にとっていかなる技術障壁も存在しないと認められてしまう。



## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

出願書類の記載内容に基づき、解決しようとする課題が技術課題でないとして再確定された事例：

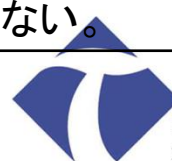
事例分析	技術方案	ユーザの好みを分析し、ユーザの好みに基づきユーザに関連広告情報を推奨送信する情報推奨送信方法。
	明細書に記載された解決しようとする課題	無差別に情報を送信するのではなく、選択性のある情報送信を行うことにより、ネットワーク資源を節約する。
	審査官が認める本発明の解決しようとする課題	ヒトが作ったビジネスルールを実現する
	審査意見	本発明はコンピュータネットワーク技術を含むものの、公知のネットワーク技術に基づき実現したビジネスモデルであり、実質的にはいかなる技術的改良を含まず、ビジネスモデルの改良にすぎない。ビジネスモデルの改良により、情報の伝送量を減少したが、これはビジネス行為の変更による必然的な効果であり、自然法則を満たす技術効果ではないため、専利法2.2の規定に適合する技術方案に属さない。



## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

発明の解決しようとする技術課題について調査を行い、  
本発明の実際に解決しようとする課題が技術課題でないと確定した事例：

事例分析	技術方案	従来技術においては、写真を印刷してから購入者に郵送しなければならなかった。本発明は、保存装置によりデジタル画像データを記録し、保存装置に記録されたデジタル画像データを伝送装置によりインターネット線路を通じて受信計算機に伝送し、受信計算機は画像のデジタルデータを受信し、保存された印刷条件に基づき画像データを修正し、写真の形式で画像を表示し、会計計算機により電子請求書を作成する、画像ビジネスシステムを提供する。
	明細書に記載された解決しようとする課題	クライアントに画像を伝送し、表示する課題
	審査官により挙げられた引例	デジタル映像製品のネット販売を実現し、ネットワークにおいて画像をクライアントに伝送し、表示する課題を解決
	審査官が認める本発明の解決しようとする課題	写真のネット販売の実現方法
	審査意見	本発明は既存の技術を写真の印刷に適用したことに過ぎず、解決したのは技術課題でないため、専利法2. 2の規定に適合せず、特許の保護する技術方案に属さない。



## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

ビジネスモデルとして拒絶される出願は主に、会計、ゲーム、広告、電子ビジネスなどに関するものであり、このような出願において、解決しようとする技術課題を正確に確定し、技術方案を発掘し、その技術効果を分析することができるかどうかは、保護客体と認められ、特許権が付与されることができるかどうかの決め手であり、これは当面、このような特許出願において一番の難しい問題となっている。



## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### 非技術課題の例：

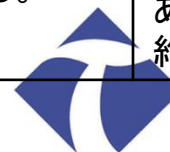
分類	例
ヒトによる処理が自動化へ	ヒトによる処理の効率が低い問題を解決
	従来の資源調達方法において操縦員は自ら毎日の資源調達状況を確認しなければならず、実施が煩雑であった課題を解決
	ヒトが商品情報を送信するため、作業量が膨大でミスが多かった問題を解決し、電子ビジネスの品質及び効率を向上
ビジネス問題	電子ペットの旅行での事件性及び趣味性を増す
	購入者側の商品情報と販売者側の気に入り商品情報とのマッチング具合が低い問題を解決
	料金アルゴリズムにおいて、決算期間においてユーザの実際の消費状況によって異なる料金プランを選択して適用することができなかった問題を解決
	.....



## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

技術課題を確定かどうかが出願の審査に影響した二つの事例の比較：

	請求項	明細書に記載された解決しようとする課題	審査意見	備考
事例1	1、資源キーワードとユーザが入力した注文キーワードをマッピングし、 マッピングに成功した場合には、資源キーワードと内容サインとの対応関係、及び資源に対応する内容サインに基づき、上記資源キーワードに対応する資源のURLを上記ユーザに送信する、 ことを特徴とする注文ダウンロード方法。	非文字類情報の注文ダウンロードを実現する	OA1で進歩性問題が指摘され、2010.6月のOA2で進歩性問題で拒絶査定され	情報保存技術と検索技術は技術課題である。
事例2	1、広告情報発布サーバにおいてIPアドレスと対応の地理区域情報とのマッピングテーブルを設定し、 ユーザがキーワードに基づき検索を行う際に、広告情報発布サーバは当該ユーザのIPアドレスに基づき上記マッピングテーブルの中から対応の地理区域情報を検索し、 検索した地理区域情報及び当該ユーザが入力したキーワードに基づき広告情報データベースの中から対応の広告内容をマッピングし搭載する、 ことを特徴とする検索エンジンの広告情報搭載方法。	ユーザの検索エンジン関連内容の検索による、ページの表示が煩雑となる問題を回避し、広告搭載者の搭載コストを下げる。	OA1で解決しようとするのは技術課題でなく、ビジネス方法に属すと認められ、2011.3月のOA2でビジネス方法であるため拒絶査定され	ユーザの気持ち、広告搭載は明らかに非技術課題に属す。



## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

技術課題を確定かどうかが出願の審査に影響した二つの事例の比較：

	請求項	明細書に記載された解決しようとする課題	審査意見
事例1	ネットワークサーバはユーザ未使用の残りのネットワーク伝送帯域幅に基づき、ユーザに対等の電子商品を配分する。	従来技術において、P2Pユーザはネットワーク伝送資源を使用する積極性が足りず、ネットワーク伝送資源を浪費していた問題を解決する(残りの帯域幅を十分に利用する)。	2008.10、OA1、サポートしない 2010.2、OA2、サポートしない 2011.3、OA3、保護の範囲が不明確 <b>2011.5、特許査定</b>
事例2	ユーザがゴール達成する際の特徴データに基づき、ゲーム資源を配分する。	従来技術において、ゴール達成に対する評価が単一であり、ユーザの体験が単一だった問題を解決	2008.7 OA1、 2009.2 ビジネス方法の理由で拒絶査定



## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

ビジネス方法に係わる発明特許出願の出願書類への注意事項：

ビジネス方法に係わる特許出願において、技術細部を発掘し、解決しようとする「技術課題」を正確に確定することが肝心である。

ユーザ、購入側、商業、売買、広告、支払い、商品、ゲーム、ゲーム役、ユーザ体験、ユーザの気持ちなど人為的操作及びビジネス用語をなるべく避け、端末、データ、ターゲット対照など技術用語を使うべきである。人為的操作の記述を機械がターゲット対象に対する操作処理に書き変えるべきである。例えば、「ユーザがインターフェース上に検索キーワードを入力し、検索ボタンをクリックして検索を行う」は、「インターフェースを通じて検索のキーワードを取得し、検索指令をキャッチした際に、前記取得したキーワードに基づき検索を行う」のように書き換える。



## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

請求項中の技術手段は実施例の中の技術細部の発掘に係わり、ビジネス方法に係わる発明特許出願は、専利法2.2の規定を満たすとしても、新規性及び進歩性を配慮しなければならない。そのため、このような出願において、最下層技術の発掘はとても大事である。発明者が公知と認める技術手段は最下層のデータ処理やアルゴリズムまで具体化すると、従来技術の中から新規性及び進歩性に影響する引例を検索されない場合が多い。解決しようとする技術課題を正確に確定し、保護客体に関する拒絶理由を回避した後、特許権を付与されることができかどうかは発掘された技術細部による。これらの技術細部は、請求項のレイア付け、及び中間処理における請求項の補正と答弁の基礎となる。



## 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体

### 事例分析

事例	提案書に記載された技術 方案	1.タッチペンがタッチパネルを押しながら移動する際、ディスプレイ内容はタッチペンにつれてタイムリーに表示を更新し、タッチペンを放しても、ディスプレイ内容は直ちに更新を中止するのではなく、タッチペンの移動速度に応じて徐々に更新を中止する。 2.携帯電話の表示特徴に基づき、ディスプレイ内容を最適の表示位置まで調整し、動的に飛び出すような効果を実現する。
	提案書において、発明者 が確定した、解決しようと する課題	タッチパネル機能のついた携帯電話において、画面が慣性によりすべり動く効果を実現し、携帯電話の画面効果を豊富にし、ユーザの体験を高まる。
	技術細部の発掘	1.タッチペンの移動開始位置、中間位置に対しどのようにサンプリングし、開始位置及び移動軌道を確定するか？ 2.直線、曲線など異なる移動軌道において、移動速度をどのように計算するか？ 3.どのように移動速度に基づき飛び出した後の最適表示位置を確定するか？ 4.飛び出す速度と飛び出す動きの速度変化の趨勢をどのように確定するか？なお、どのように飛び出す過程の速度、最適表示位置、速度変化趨勢などの条件に応じてディスプレイ画面をリフレッシュするか？ 5.……。 上記技術細部の段階的な発掘に基づき、異なるシナリオにおける7つの具体的な実施例を挙げた。
	代理人が最終的に確定 した、解決課題	コントローラ(指、操作ペンなど)のすべり動作の特徴に基づき、タッチパネルの表示画面に対し更新を行う課題を解決するし、ユーザの使い勝手のような用語を避ける。
	審査結果	OA1では形式問題のみ指摘され、OA2では補充検索により、3つの実施例に対応する請求項の新規性及び進歩性に影響する引例をあげ、残りの4つの実施例に対応する請求項に対してはいかなる引例も検索されず、補正後の請求項は特許を付与された。



# コンピュータプログラムに係わる発明特許出願

---

- 1、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の概説
- 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体
- 3、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の製品と方法の対応
- 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正
- 5、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の十分な開示
- 6、コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成
- 7、通信領域のコンピュータプログラムに係わる発明特許の出願



# 3、コンピュータプログラムに係わる 発明特許出願の製品と方法の対応

---

## 3.1. 概説

## 3.2. 製品と方法の対応について、出願書類への注意点



## 3、コンピュータプログラムに係わる 発明特許出願の製品と方法の対応

### 3.1.概説

コンピュータプログラムにより実施される特許発明出願において、通常、方法請求項を以ってコンピュータプログラムが成す処理またはコントロールプロセスを保護する。なお、すべてがコンピュータプログラムにより実施される発明特許出願の請求項においては、また方法請求項に対応した機能ブロック構造の装置請求項が存在する場合が多い。つまり、機能ブロック構造の装置請求項の形式によりコンピュータプログラムプロセスを保護する。



### 3、コンピュータプログラムに係わる 発明特許出願の製品と方法の対応

審査指南第二部分第九章5.2にはコンピュータプログラムの発明特許出願の特許請求の範囲の作成について規定がある。当該規定によれば、装置請求項は明細書中のコンピュータプログラムのフローに従う方式、または当該コンピュータプログラムの方法請求項の各ステップを反映し完全に対応一致する方式で作成する場合のみ、このような装置請求項を機能ブロック構造の装置と認めることができ、実体装置ではない。

機能ブロック構造の装置請求項は通常ヴァーチャル装置請求項と呼ばれる。



### 3、コンピュータプログラムに係わる 発明特許出願の製品と方法の対応

---

完全に対応一致する作成方式とは、装置請求項と方法請求項の主題名称（または明細書においてコンピュータプログラムに対する説明）が対応しており、装置請求項の各構成要素が方法請求項（または明細書に記載されたコンピュータプログラム）の各ステップ及び実行順番と対応することを指す。



### 3. 涉及计算机程序的发明专利申请中产品和方法相对应

对应一致  
作成方式  
の事例：

事例	方法請求項	<p>1、周波数ホッピングポイント数を確定し、パラメータNが周波数ホッピングポイント数から1を引いたのと同じと確定するB1ステップと、</p> <p style="padding-left: 2em;">パラメータNに基づきMを取得するB2ステップと、</p> <p style="padding-left: 2em;">Mに基づきラテン方格を生成するB3ステップと、</p> <p style="padding-left: 2em;">ラテン方格中の各要素に対応する周波数ポイントに基づき、当該ユーザに対し周波数ホッピング通信制御を行うB4ステップと、</p> <p style="padding-left: 2em;">を含む周波数ホッピング通信制御方法。</p>
	バーチャル装置請求項	<p>1、周波数ホッピングポイント数を確定し、パラメータNが周波数ホッピングポイント数から1を引いたのと同じと確定するが周波数ホッピングポイント数確定手段と、</p> <p style="padding-left: 2em;">パラメータNに基づきMを取得する取得手段と、</p> <p style="padding-left: 2em;">Mに基づきラテン方格を生成する方格生成手段と、</p> <p style="padding-left: 2em;">ラテン方格中の各要素に対応する周波数ポイントに基づき、当該ユーザに対し周波数ホッピング通信制御を行う周波数ホッピング通信制御手段と、</p> <p style="padding-left: 2em;">を含む周波数ホッピング通信制御装置。</p>



### 3. 涉及计算机程序的发明专利申请中产品和方法相对应

対応一致の作成方式を満たさないため補正された事例、割と特殊なケースで、方法請求項の補正により対応一致の作成方式を満たした

事例	方法請求項	1、AがBより大きい場合、希望波対干渉波比C/Iの目標値を下げると確定し、周期が到達した場合、希望波対干渉波比C/Iの目標値を続けて下方へ調整し、……、 ことを特徴とする外ループ電力制御における希望波対干渉波比C/I目標値の調整方法。
	対応一致の作成方式を満たすバーチャル装置請求項	1、外ループ電力制御において、 AがBより大きい場合、希望波対干渉波比C/Iの目標値を下げると確定する第1調整手段と、 周期が到達した場合、希望波対干渉波比C/Iの目標値を続けて下方へ調整する第2調整手段と、……、 を含むことを特徴とする希望波対干渉波比C/I目標値の調整装置。
	元の出願書類中の装置請求項	1.1、外ループ電力制御において、 AがBより大きいか否かを判断する判断手段と、 AがBより大きい場合、希望波対干渉波比C/Iの目標値を下げると確定する第1調整手段と、 周期が到達した場合、希望波対干渉波比C/Iの目標値を続けて下方へ調整する第2調整手段と、……、 を含むことを特徴とする希望波対干渉波比C/I目標値の調整装置。
	対応一致の要求を満たすように方法請求項を補正	1、AがBより大きいか否かを判断し、 AがBより大きい場合、希望波対干渉波比C/Iの目標値を下げると確定し、 周期が到達した場合、希望波対干渉波比C/Iの目標値を続けて下方へ調整し、 ……、ことを特徴とする外ループ電力制御における希望波対干渉波比C/I目標値の調整方法。



## 3. 涉及计算机程序的发明专利申请中产品和方法相对应

---

### 3.2. 製品と方法の対応について、出願書類への注意点

対応一致とは、名称の一致、機能ブロックと方法ステップとの対応一致。

方法請求項ではなるべく1操作に1ステップ、装置請求項ではなるべく1ステップに1機能ブロック。



# コンピュータプログラムに係わる発明特許出願

---

- 1、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の概説
- 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体
- 3、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の製品と方法の対応
- 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正
- 5、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の十分な開示
- 6、コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成
- 7、通信領域のコンピュータプログラムに係わる発明特許の出願



## 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正

---

### 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正

4.1 . 新規事項問題に対する審査の法律根拠、専理法第33条

4.2. 機能ブロック構造の装置請求項の補正が専理法第33条の規定を満たすためには



## 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正

### 4.1 新規事項問題に対する審査の法律根拠、専理法第33条：

出願人はその特許出願の書類について補正をすることができる。  
但し、発明及び実用新案の特許出願の書類についての補正は原明細書及び特許請求の範囲に記載した範囲を越えることはできない。  
意匠特許の出願書類の補正については原図面又は写真に示された範囲を越えることはできない。



## 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正

補正が専利法第33条の規定に満たすか否かを審査する根拠は、出願人が出願日に提出した元の明細書及び特許請求の範囲に文字で記載された内容、そして明細書及び特許請求の範囲の文字記載の内容と図面より直接、かつ異議なく確定できる内容である。

「直接、かつ異議なく確定できる内容」とは、出願書類に明確な文字記載はないものの、その技術分野の技術者が元の特許請求の範囲及び明細書に文字的に記載された内容及び図面に基づき、唯一に確定できる内容を指す。



## 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正

---

### 4.2. 機能ブロック構造の装置請求項の補正が専理法第33条の規定を満たすためには

4.2.1. 機能ブロックモジュール或いは機能ブロック構造の装置請求項を追加

4.2.2. 機能ブロックの合併或いは分割



## 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正

### 4.2.1. 機能ブロックモジュール或いは機能ブロック構造の装置請求項を追加

元の出願書類に記載されなかった機能ブロック構造の装置請求項を追加するか、または元の機能ブロック構造の装置請求項にフロー或いはステップに対応しながら元の出願書類に記載されなかった機能ブロックを追加する場合、このような機能ブロックはハードウェアにより実施される実体装置と理解してはならないため、当該分野の技術者が元の出願書類に記載されたコンピュータプログラムのフローから関連ステップを実施するために直接、かつ異議なく確定できる必須な各機能ブロックであれば、このような追加は認められる。



## 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正

### 4.2.2. 機能ブロックの合併或いは分割

元の出願書類に記載された複数の機能ブロックモジュールを1つの機能ブロックに合併するか、または元の出願書類に記載された1つの機能ブロックをその機能に基づき複数のサブ機能ブロックモジュールに分割する場合、合併後の機能ブロックの機能或いは分割後の各サブ機能ブロックの機能の総和が補正前に比べ変化があるか、または各機能を実行する順序に変化があり、このような変化は当該分野の技術者が元の出願書類に記載された情報から直接、かつ異議なく確定できるものでなければ認められない。さもないと認められる。



# コンピュータプログラムに係わる発明特許出願

---

- 1、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の概説
- 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体
- 3、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の製品と方法の対応
- 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正
- 5、**コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の十分な開示**
- 6、コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成
- 7、通信領域のコンピュータプログラムに係わる発明特許の出願



## 5、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の十分な開示

---

### 5. コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の十分な開示

#### 5.1 十分な開示に関する審査の法律根拠、専利法第26条第3款

#### 5.2 出願文献における十分な開示関連の注意事項



## 5、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の十分な開示

### 5.1 十分な開示に関する審査の法律根拠、専利法第26条第3款

明細書には発明又は実用新案について、その技術分野に属する技術者が確実に実施することができるように明瞭で完全に説明しなければならない。必要なときは、図面を添付しなければならない。要約には発明又は実用新案の技術的要点を簡潔に説明しなければならない。

その技術分野に属する技術者が確実に実施することができることは：その技術分野に属する技術者が明細書に**記載**された内容に基づけば、当該発明又は実用新案の技術方案を実現でき、技術的課題を解決でき、予期する技術的効果が得られる。



## 5、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の十分な開示

### 5.2 出願文献における十分な開示関連の注意事項

- ▶方法実施例のフロー図は必須ではないが、あったほうが良い。又、方法独立請求項に対応するフロー図と関連の文字説明があったほうが良い。
- ▶コンピュータプログラムの各ステップに対する説明は、自然言語を使用すべきである。出願書類中のソースプログラムコードは理解を補助する役割しか果たせず、明細書の十分な開示を判断する審査の根拠にはなれない。同時に請求項が明細書のサポートを得るか否か等の他の実質的要件の審査根拠にもなれない。明細書の文字部分の記載とソースプログラムの内容が一致しない場合、文字部分に記載された内容に基づいて判断する。
- ▶バーチャル装置の請求項は方法実施例のサポートが必要である。その場合、方法実施例が開示充分の要求に満たせば、バーチャル装置の実施例は開示充分の要求に満たせる。



# コンピュータプログラムに係わる発明特許出願

---

- 1、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の概説
- 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体
- 3、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の製品と方法の対応
- 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正
- 5、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の十分な開示
- 6、コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成
- 7、通信領域のコンピュータプログラムに係わる発明特許の出願



## 6. コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成

---

### 6. コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成

#### 6.1.請求項の配置

#### 6.2.請求項作成時の注意点

#### 6.3.明細書作成時の注意点



## 6. コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成

---

### 6.1. 請求項の配置

6.1.1. 単体コンピュータ設備が実現した発明の特許出願

6.1.2. 少なくとも2つのネットワーク側コンピュータ設備が参与した技術方案、改良点はネットワーク側コンピュータ設備の処理プロセスに限る

6.1.3. ネットワーク側コンピュータ設備とユーザ側コンピュータ設備とでインタラクションが行われ、両方ともに改良点がある技術方案



## 6. コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成

### 6.1.1. 単体コンピュータ設備が実現した発明の特許出願

- ▶ 方法請求項: コンピュータプログラムのフローに基づき、方法請求項を作成して、コンピュータプログラムが形成したある処理又は制御のプロセスに対して保護を求める。
- ▶ 機能モジュールから構成された装置請求項: 明細書中のコンピュータプログラムのフロー、又は当該フローを反映する方法請求項の各ステップに完全に一致対応する方式で作成し、実質的には、装置請求項の形式を使用してコンピュータプログラムに対して保護を求める。
- ▶ 実体装置の装置請求項: コンピュータ設備のハードウェア構造に対して改良を行った場合、コンピュータ設備のハードウェア構造に基づいて実体装置の装置請求項を作成する。



## 6. コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成

### 6.1.2. 少なくとも2つのネットワーク側コンピュータ設備が参与した技術方 案、改良点はネットワーク側コンピュータ設備の処理プロセスに限る

- 方法請求項：改良点のある各コンピュータ設備の処理プロセスに基づいて、片側の方法請求項を作成する。又は、システムの角度から1つの方法請求項を作成する。
- 機能モジュールから構成された装置請求項：改良点のある各ネットワーク側設備の処理フローに対応して、相応する装置請求項を作成する。
- ネットワーク側システム請求項：ネットワーク側コンピュータ設備から構成されたシステムに基づいて作成する。



## 6. コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成

### 6.1.3. ネットワーク側コンピュータ設備とユーザ側コンピュータ設備とで インタラクションが行われ、両方ともに改良点がある技術方案

- 方法請求項：ユーザ側設備の処理フローに基づいて、ユーザ側の片側方法請求項も作成すべきである。
- 機能モジュールから構成された装置請求項：ユーザ側コンピュータ設備の方法請求項に対応して、相応する装置請求項を作成する。



## 6. コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成

---

出願人の類型に基づき、可能となる権利侵害主体の存否を原則にして、前述各類型の請求項の中から取捨選択する。

特別な考慮がある以外には、一般的にユーザ側コンピュータ設備とネットワーク側コンピュータ設備の両方を含むシステム請求項を作成しなくてもいい。



## 6. コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成

### 6.2. 請求項作成時の注意点

- ▶ 機械内部の処理を持って技術方案を記載、ヒトの操作の角度から記載しない；
- ▶ なるべく上位概念を使用し、具体的な概念の使用を避ける；
- ▶ なるべくビジネス用語を回避し、例えば「広告」を「情報」に書き換える；
- ▶ 原則的に片側の請求項を作成する；
- ▶ なるべく異なる主体の角度から独立請求項を配置する；
- ▶ 数式に係わる場合、請求項にはなるべく数式を羅列せずに自然言語で説明を行う；
- ▶ 方法請求項においてステップを合理的に区分け、1つのステップを以って1つの動作を記述し、1つの大きい段落を以って複数の処理動作を記述しない；
- ▶ 独立請求項の保護範囲は適切でなければならず、記述は短い文を使う。

.....



## 6、コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成

### 6.3.明細書作成時の注意事項

- 片側の方法請求項に対し、なるべく異なる側の方法請求項をサポートするフロー図を提供すべきである。完全なるインタラクションフローを以って異なる側を同時にサポートするように複数の片側方法請求項を作成する際、実施例中の各方法ステップにおいてはそれぞれ両側の操作に対応して説明を行うべきである。例えば、「片側は……指令を送る」と記述するとともに、「反対側は……指令を受信する」と記述して、両側の方法請求項をサポートできるようにする。
- 各セットの片側請求項に対し、それぞれ解決しようとする技術課題と対応する有益な効果を説明し、審査官が当該片側請求項の必要技術特徴として反対側の処理を求めてくるのを避ける。



## 6、コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成

### 6.3.明細書作成時の注意事項

アルゴリズム或いは良く見られるソフト方法に係わる特許出願はなるべく実際の応用システムに関連する。システム構造に改良がなくても、システム運行環境の構造模式図の提供を勧め、方法実施例とバーチャル装置実施例を記述する時、当該システム運行環境に関連つける。例えば、「本発明実施例に提供する……方法は\*\*システムの\*\*サーバにて実行し、その中、必要とする\*\*パラメータはシステムと\*\*サーバに連続する\*\*サーバから取得する」;「本発明実施例に提供する……装置は\*\*システムの\*\*サーバに用い、……に対する処理を行い、……の有益な効果を獲得できる」。



## 6、コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成

### 6.3.明細書作成時の注意事項

▶装置の各機能モジュールを記述する時にも、なるべく具体的に応用するネットワーク環境に関連つける。例えばある装置の「……手段」に機能説明の他に、「情報発表手段は上記\*\*システムにおいて情報発表を責任とする部分であり、ソフトウェアでも、ハードウェアでも、または両方の結合でもいい」という物質性質も記述する。

▶明細書に説明を多くし、定義を少なくし、オープンな言葉遣いで表現し、保護範囲に制限的な解釈を避ける。例えば、「WebサーバはWebページを管理するソフトウェアである」を「WebサーバはWebページの管理に用い、ソフトウェアでも、ハードウェアでもいい」。



## 6、コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成

### 6.3.明細書作成時の注意事項

本発明実施例の効果を掲げる時に言葉遣いに注意し、具体的な実施例の改良点に基づいて分析し、それぞれの請求項がすべての効果を獲得できるような誤解を避ける。例えば、「本発明は下記の効果を有する」を「本発明実施例に……を採用するため、下記の効果を有する」に変更する。最後に以下の説明を加える：「当然に、本発明を実施できるいずれの製品は必ずしも同時に上記のすべての効果を実現するとは限らない」。



## 6、コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成

### 6.3.明細書作成時の注意事項

➤プロセスを説明する時、ステップ順序を変更できるかどうか配慮し、あるステップ順序を変更できる場合、例えば、「ステップAとステップBは厳格的な前後順序で実行するとは限らず、先にAを、後にBを実行する」などと明細書に記載する。請求項を作成する時、なるべく時間順序関係の表現形式を避ける。例えば、「パラメータAを確定し、パラメータBを確定する;パラメータAとパラメータBに基づいて……」。「パラメータAを確定し、パラメータBを確定する」のに厳格的な時間順序の関係がない時、なるべく「パラメータAとBを確定する」と作成する。



# コンピュータプログラムに係わる発明特許出願

---

- 1、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の概説
- 2、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の非保護客体
- 3、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の製品と方法の対応
- 4、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の請求項の補正
- 5、コンピュータプログラムに係わる発明特許出願の十分な開示
- 6、コンピュータプログラムに係わる発明特許の出願書類の作成
- 7、通信領域のコンピュータプログラムに係わる発明特許の出願



## 7、通信領域のコンピュータプログラムに係わる発明特許の出願

- ▶ 背景技術の部分に記載されている先行技術は“出願日前に公開された先行技術”であるべきであり、公開されていなかった技術方案、又は内部討論段階の技術方案(改良された技術方案の可能性が高い)が後の出願の背景技術になることを避けるべきである。
- ▶ 開示不十分を避けるために先行出願の一部の内容を組合せて本出願を実現しなければならない場合、本出願の実施例において先行出願の一部の内容を抄録する必要がある。
- ▶ 技術方案が複数のネットワークエンティティの改良に関わる場合、改良された各ネットワークエンティティの処理フロー、及び先行技術と比較した改良点を明示すべきである。
- ▶ 実施例において、有益な効果を可能な限り説明し、具体的な応用シナリオに合わせて有益な効果を発掘すべきである。



## 7、通信領域のコンピュータプログラムに係わる発明特許の出願

➤ possible の限り実体装置の装置請求項を発掘すべき、例えば、既存の構造部品に対して機能改良された書き方。

事例：

低レート閾値と第一比率閾値を保存するための保存モジュールと、

Iubポートにおけるユーザ端末のレートを統計し、保存モジュールで保存された低レート閾値と第一比率閾値に基づき、Iubポートにおける低レート閾値に達するユーザ端末の比率が第一比率閾値より高いか等しい時、渋滞処理を行う制御モジュールと、

を含むことを特徴とする基地局。



# ご清聴ありがとうございます!

---

HP: <http://www.tongdaxinheng.com>

Eメール: [tdip@tongdaxinheng.com](mailto:tdip@tongdaxinheng.com) (北京)

[tokyo@tongdaxinheng.com](mailto:tokyo@tongdaxinheng.com) (東京)

TEL: +86-10-8225 4645 (北京)

+81-3-6868-7563 (東京)

FAX: +86-10-82251345 (北京)

+81-3-6368-5940 (東京)

